

## 令和7年度 保育料のお知らせ

**(～令和7年8月31日入園)**

令和7年4月以降に保護者の皆様からご負担いただく保育料をお知らせします。  
幼児教育・保育の無料化により、1号(教育)認定と3歳児クラス以上の2号(保育)認定の子どもの保育料は無料となります。(給食費は無償化の対象外のため、保護者の実費負担となります。)

### 【0～2歳児クラス(3号認定)の保護者の皆様】

保育料は、保護者の市民税額、認定された区分、お子さんの年齢(クラス)、保育利用時間に応じ、次頁の「長岡市保育料徴収基準額表(月額)」のとおり決定します。

長岡市では、子育て中の皆さまを経済的に応援するため、保護者の方にご負担いただく保育料を国が示す基準より3割程度軽減しています。今後とも、安心して子育てができるまちの実現に向けて保育の充実に努めますので、期限内の保育料の納入についてご協力をお願いします。

### ○保育料の納入について

保育料の納付先及び納期限は以下のとおりです。

#### 【公立保育園及び私立保育園を利用する場合】

納付先：市

期 限：毎月月末日(月末日が土日祝日の場合は次の平日)

| 月別  | 納期限(口座振替日)    | 月別   | 納期限(口座振替日)    |
|-----|---------------|------|---------------|
| 4月分 | 令和7年 4月30日(水) | 10月分 | 令和7年10月31日(金) |
| 5月分 | 令和7年 6月 2日(月) | 11月分 | 令和7年12月 1日(月) |
| 6月分 | 令和7年 6月30日(月) | 12月分 | 令和8年 1月 5日(月) |
| 7月分 | 令和7年 7月31日(木) | 1月分  | 令和8年 2月 2日(月) |
| 8月分 | 令和7年 9月 1日(月) | 2月分  | 令和8年 3月 2日(月) |
| 9月分 | 令和7年 9月30日(火) | 3月分  | 令和8年 3月31日(火) |

※残高不足による再振替はできませんので、振替日前に残高をご確認ください。

#### 【認定こども園及び地域型保育施設を利用する場合】

納付先：各施設

期 限：各施設から指定された日

### ○保育料の決定基準について

保育料は入園児童の父母(内縁の同居者を含む)の市民税額を合算のうえ算定します。  
ただし、父母の市民税額が非課税の場合は入園児童の祖父母(同居の場合のみ)の市民税額も合算となる場合があります。

#### ●令和7年4月～8月分の保育料

令和6年度市民税額(令和5年1月1日～令和5年12月31日の収入)を基に保育料を決定します。

#### ●令和7年9月～翌3月分の保育料

令和7年度市民税額(令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入)を基に保育料を決定します。  
9月分からの保育料が変更になった方へは「保育料変更決定通知書」を発送します。  
なお、世帯状況や税額の変更があった場合は、随時、保育料の見直しを行います。

### ○在宅障害者(又は障害児)のいる世帯について

障害者手帳等 ※ をお持ちの方と同居されている場合は、保育料が軽減されることがあります。(施設に入所している方は、同居とみなしません。)

審査に必要となりますので、手帳等のコピー(該当者の氏名、等級、取得年月日が確認できる部分)を提出してください。

なお、在宅障害者(児)のマイナンバーの提供があれば、書類の提出を省略できます。

ただし、療育手帳は省略できないため、手帳のコピーが必要です。

※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちの方、特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金の障害基礎年金の受給者が対象です。

# 令和7年度 長岡市 保育料徴収基準額表(月額)

| 階層<br>区分 | 階層の定義             |                            |                      | 3歳未満児<br>保育料(円) |        |
|----------|-------------------|----------------------------|----------------------|-----------------|--------|
|          |                   |                            |                      | 保育標準時間          | 保育短時間  |
| A        | 生活保護世帯            |                            |                      | 0               | 0      |
| B1       | 市民税非課税世帯          | ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等       |                      | 0               | 0      |
| B2       |                   | それ以外                       |                      | 0               | 0      |
| C1       | 市民税均等割のみの世帯       | ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等       |                      | 8,500           | 8,300  |
| C2       |                   | それ以外                       |                      | 9,300           | 9,100  |
| D1       | 市民税<br>所得割額<br>※1 | 3,000円未満の世帯                | ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等 | 11,000          | 10,800 |
| D2       |                   |                            | それ以外                 | 11,900          | 11,500 |
| D3       |                   | 3,000円以上<br>23,400円未満の世帯   | ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等 | 13,500          | 13,100 |
| D4       |                   |                            | それ以外                 | 14,800          | 14,500 |
| D5       |                   | 23,400円以上<br>37,800円未満の世帯  | ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等 | 17,000          | 16,600 |
| D6       |                   |                            | それ以外                 | 19,100          | 18,700 |
| D7       |                   | 37,800円以上 51,000円未満 の世帯    |                      | 23,300          | 23,000 |
| D8       |                   | ※2 51,000円以上 78,600円未満 の世帯 |                      | 27,600          | 27,100 |
| D9       |                   | 78,600円以上 101,400円未満 の世帯   |                      | 31,400          | 30,900 |
| D10      |                   | 101,400円以上 123,300円未満 の世帯  |                      | 35,200          | 34,700 |
| D11      |                   | 123,300円以上 168,300円未満 の世帯  |                      | 36,900          | 36,200 |
| D12      |                   | 168,300円以上 214,900円未満 の世帯  |                      | 38,600          | 37,900 |
| D13      |                   | 214,900円以上 255,100円未満 の世帯  |                      | 40,300          | 39,600 |
| D14      |                   | 255,100円以上 351,400円未満 の世帯  |                      | 42,000          | 41,000 |
| D15      |                   | 351,400円以上 の世帯             |                      | 43,700          | 42,400 |

※1 16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満の子どもの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満の子どもの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定します。

※2 D7～D9階層について、市が定めた保育料が国の定める徴収基準額を超える場合、金額が変わる場合があります。対象者には市から別途ご連絡します。

## 〈保育料の軽減〉

### (1)【年収360万円未満相当の世帯で、ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等の場合】

- ・扶養控除前の市民税所得割の金額が77,101円未満または扶養控除後の市民税所得割の金額が31,501円未満の場合は、生計を同一にする子の第1子を半額、第2子以降の子は無料となります。

### (2)【年収360万円未満相当の世帯で、(1)以外の世帯の場合】

- ・扶養控除前の市民税所得割の金額が57,700円未満または扶養控除後の市民税所得割の金額が12,100円未満の場合は、生計を同一にする子の第2子を半額、第3子以降の子は無料となります。
- ・市民税均等割のみの世帯(C2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子以降の子は無料となります。

### (3)【(1)(2)以外の世帯の場合】

- ・兄弟姉妹が教育・保育施設等に同時に入園している場合はもっとも年齢が高い児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料になります。(別々の施設に入園している場合も含めて数えます。認可外施設に通っている児童については対象外です。)
- ・教育・保育施設等とは・・・幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育施設、特別支援学校幼稚園、企業主導型保育施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、居宅訪問型児童発達支援施設が該当します。
- ・兄弟姉妹が月途中で入園した場合、第2子以降の保育料軽減は翌月から適用になります。

## 【注意事項】

- ・月途中で入退園した場合は、入園した日からまたは退園するまでの日割により保育料を計算します。
- ・「市民税所得割」の額は入園児童の父母(内縁の居住者を含む。)の市民税額を合算します。ただし、父母の市民税額が非課税の場合は入園児童の祖父母(同居の場合のみ)の市民税額も合算となる場合があります。
- ・保育料を算定する市民税額は、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などの税額控除(調整控除を除く)を控除する前の税額で算定します。
- ・3歳未満児とは当該年度の4月1日現在において、満3歳にならない児童のことを指します。そのため、年度途中で3歳になった場合でもその年度は3歳未満児(2歳児クラス)とします。

＜特別徴収（給与天引）の場合＞ 市民税の決定・変更通知書  
※横長の用紙で、事業所を通じて交付されます（５月～６月ころ）

なお、市民税所得割額は入園児童の父母の合算により算出します。

|         |           |          |           |          |           |           |        |
|---------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|--------|
| 給与収入    | 3,800,000 | 主たる給与の合計 |           | 山林所得③    | 1,605,000 | 税額控除額⑤    | 19,500 |
| 給与所得    | 2,600,000 | その他の所得計  |           | 分離短期譲渡   |           | 所得割額⑥     | 76,800 |
| その他の所得計 |           | 総所得金額①   | 2,600,000 | 分離長期譲渡   |           | 均等割額⑦     | 3,000  |
| 農業所得    |           |          |           | 株式等の譲渡   |           | 税額控除前所得割額 |        |
| 不動産所得   |           |          |           | 上場株式等の配当 |           | 特別徴収税額⑧   |        |
| 雑所得     |           |          |           | 先物取引     |           |           |        |

扶養親族がいる場合は人数に応じた金額を⑥から控除します。(保育料徴収基準額表の※1参照)

例)  $76,800 - (22,800 \times 2) = 31,200$

|       |        |         |         |
|-------|--------|---------|---------|
| 生命保険料 | 35,000 | 基礎控除    | 430,000 |
| 地震保険料 | 0      | 所得控除合計② | 995,000 |

(摘要)

定額減税額 市民税 18,000円 県民税 12,000円

※ただし、住宅借入金等特別税額控除や寄附金税額控除など(定額減税を除く)の税額控除がある場合は、控除前の金額での判定となりますので、通知書の額とは一致しません。

※令和6年度に限っては、⑤に定額減税が含まれており控除されています。

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 充 当 額 |  |  |
| 株式等還付 |  |  |

## 給食費についてのお知らせ

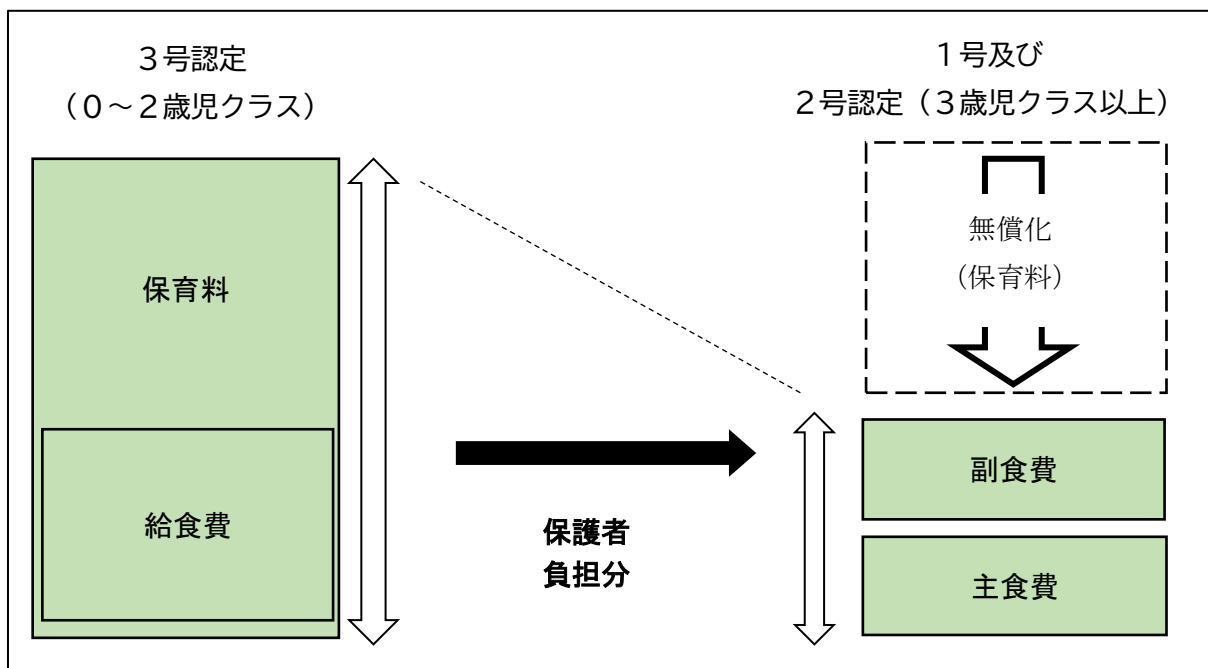
### 【1号(教育)認定及び2号認定(3歳児クラス以上)の保護者の皆様】

1号認定及び2号認定の方は保育料が無償となりますが、給食に関する費用(給食費=主食費+副食費)については、無償化後も引き続き保護者の皆様にご負担していただくこととなります。

これまで保育料に含まれていた給食費が、主食費(ごはんやパンなど)と副食費(おかずやおやつ)に分かれ、それぞれが実費負担となります。(下図参照)

### 【0～2歳児クラス(3号認定)の保護者の皆様】

給食費は保育料に含まれています。



※インフルエンザ等で欠食した場合の給食費の取り扱いについては、各園によって異なります。  
在園している園にお問い合わせください。

### ○副食費の免除について

以下の条件に該当する方は、副食費が免除になります。

- ・年収360万円未満相当世帯
- ・年収360万円以上相当世帯で、小学校就学前の子から数えて3人目以降の子  
(1号認定児の場合は、小学3年生までの子から数えて3人目以降の子)

※副食費免除の対象になった方へは、後日決定通知を配布しますのでご確認ください。  
(市民税額に基づいて決定するため、9月に見直しを行います)

※主食費は、免除制度はなく全員から徴収します。  
(主食のみご家庭から持参していただく保育園等もあります。)

### ○給食費の納付方法について

各園によって納付方法が異なります。在園している園にお問い合わせください。

#### お問い合わせ先

〒940-0084 長岡市幸町2-1-1 さいわいプラザ6階

長岡市教育委員会 保育課入園窓口係

電話: 0258-39-2377